

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

法理解促進レジュメ「ネコ・レジ」〈2023年度版〉

(2023年度合格目標 合格講座本論編/中上級講座ほか 講義使用教材)

(2023/04/24 現在)

2023年度合格目標 合格講座本論編等の講義使用教材である「2023年度版 法理解促進レジュメ 猫の手も借りたい人に「ネコ・レジ」」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

-
- ・ 2023/02/13 更新分… p.1
 - ・ 2023/04/24 更新分… p.2～6
-

【2023/02/13 更新分】

厚生年金保険法 (RU23089)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P20 上の図（経過的加算） 下から2行目	…、「40年（定額部分の基礎となる期間）－38年（老齢厚生年金の基となる期間）の2年分が、…	…、「40年（定額部分の基礎となる期間）－38年（老齢基礎年金の基となる期間）の2年分が、…

経過的加算

経過的加算は、60歳台前半の定額部分の計算の基礎とされる「厚生年金保険の全ての被保険者期間（被保険者期間の年齢にかかわらず480月上限）」より、「老齢基礎年金の額の基となる厚生年金保険の被保険者期間（20歳以上60歳未満の期間）」が少ない場合に支給されるため、差額加算と呼ばれている。

事例 20歳から学生の2年間保険料免除を受け、22歳～62歳の間会社員として厚生年金保険加入

20歳 2年 22歳 就職 38年 60歳 2年 62歳
 免除期間 会社員＝厚生年金保険の被保険者期間 継続雇用

① 国民年金の老齢基礎年金の基となる期間は20歳～60歳の期間であるが、免除期間が2年あるため38年間となり、老齢基礎年金額は38年分の支給となる→満額に2年足りない

② 厚生年金の被保険者期間としては22歳から62歳までの40年間(480月)あることから、60歳台前半の定額部分の計算の基となる期間は480月となる

③ 経過的加算として、「40年(定額部分の基礎となる期間)－38年(老齢基礎年金の基となる期間)の2年分」が、老齢基礎年金の不足分として加算(補填)される

※下線部が訂正部分になります。

【2023/04/24 更新分】

労働者災害補償保険法 (RU23083)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P20 上の図（介護補償給付の額）	下記の差し替え（※下線部が訂正部分）

介護補償給付の額 ①プロのみ、②プロ+親族、③親族のみの3パターンに分けて考えると分かりやすい

① 介護に要する費用を支出して介護を受けた…プロのヘルパーに依頼した場合 ➡ 実費を支給する。ただし月ごとに上限額がある(常時介護では172,550円)

例: 1か月の全期間についてヘルパーに依頼し、常時介護として20万円を支払った
→常時介護の上限額172,550円が支給される

② 当該月については、常時介護としてヘルパーに依頼し、かつ、親族等でも介護を行った ➡ 原則: 限度額を上限として実費を支給
ただし、親族介護を併用した場合 →77,890円(常時介護)の最低保障額がある

例: 1か月間で、常時介護のヘルパー料金として50,000円を支払い、残りの日数は親族で介護した
→実費が親族介護の最低保障額に達していなかったため、保障額の77,890円を支給

③ 1月の全部を、親族等のみでの介護 ➡ 定額支給となる
→常時介護では定額の77,890円を支給

・②、③の親族等介護の場合の最低保障(親族等のみでは定額支給)となる77,890円※(常時介護の場合は、介護を受け始めた初月は適用されない。 ※随時介護の金額は、常時介護の約半分

労働一般常識 (RU23086)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P44 下の図（労務費用・福利厚生管理）	下記の差し替え（※下線部が訂正部分）

労務費用・福利厚生管理	
労働費用	①現金給与額…所定内給与、所定外給与、特別給与(賞与) →労働費用総額に占める現金給与額の割合は 近年おおむね8割程度で推移
	②現金給与額以外の費用…法定福利費、法定外福利費、 現物給与、退職給与、教育訓練費 →法定福利費が約7割で推移 →最も大きな割合は厚生年金保険料
福利厚生	①法定福利費…法律で支払いが義務となっているもの →厚生年金、健康保険、介護保険、雇用保険等社会保険料の 事業主負担分
	②法定外福利費…法律で義務となっていない任意のもの →慶弔金、託児所施設の設置・運用費用、文化活動援助等

健康保険法 (RU23087)

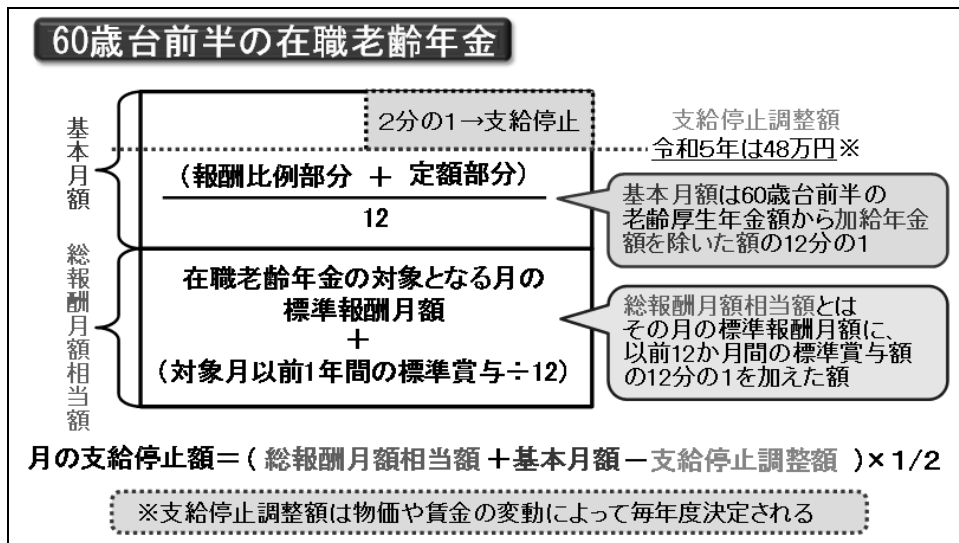
	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P29 下の図（被保険者・被扶養者の出産に関する保険給付）	下記の差し替え（※下線部が訂正部分）

被保険者・被扶養者の出産に関する保険給付

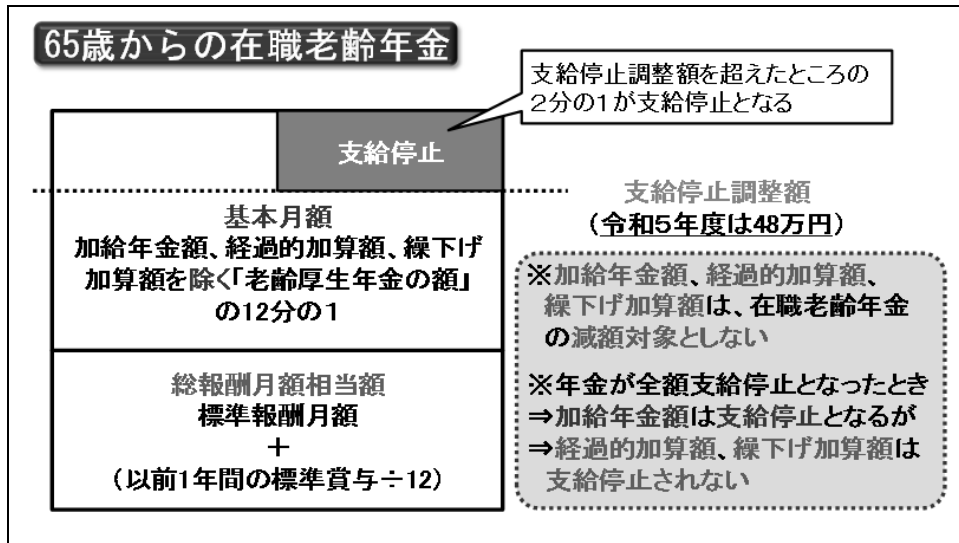
出産育児一時金	被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、1児につき原則 <u>50万円</u> が支給される。
出産手当金	被保険者(※)が出産したときは、出産の日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金が支給される。 ※任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除く
家族出産育児一時金	被保険者の被扶養者が出産したとき、家族出産育児一時金として、1児につき原則 <u>50万円</u> が支給される。

厚生年金保険法 (RU23089)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P17 下の図 (60歳台前半の 在職老齢年金)	下記の差し替え (※下線部が訂正部分)



	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P24 下の図(65歳からの在職老齢年金)	下記の差し替え(※下線部が訂正部分)



以上